

墨田区営住宅条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現行
<p>(使用者の資格)</p> <p>第6条 区営住宅を使用することができる者は、申込みをした日において、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約をしている者を含む。）<u>又は規則で定める者</u>（以下この条において「同居親族等」という。）があること。</p> <p>(3)・(4) 〔略〕</p> <p>2 別表に規定する車椅子利用者向け住宅を使用することができる者は、前項の規定によるほか、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。</p> <p>(1) 身体上の障害により車椅子を使用している者（以下「車椅子利用者」という。）であること<u>又は同居親族等に墨田区内に居住する満6歳以上の車椅子使用者がいること。</u></p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者にあつては、第1項第2号の規定にかかわらず、<u>同居親族等</u>があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(8) 〔略〕</p> <p>4・5 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第6条 〔同左〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約をしている者を含む。以下この条において「同居親族」という。）があること。</p> <p>(3)・(4) 〔略〕</p> <p>2 〔同左〕</p> <p>(1) 身体上の障害により車椅子を使用している者（以下「車椅子利用者」という。）であること、<u>又は同居親族に墨田区内に居住する満6歳以上の車椅子使用者がいること。</u></p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者にあつては、第1項第2号の規定にかかわらず、<u>同居親族</u>があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(8) 〔略〕</p> <p>4・5 〔略〕</p>

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。